

資料 2

令和 6 年度  
北いわて生成 AI 活用人材育成業務

業務仕様書

令和 6 年 7 月  
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「業務仕様書（以下「仕様書」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 6 年度北いわて生成 AI 活用人材育成業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 名称

令和 6 年度北いわて生成 AI 活用人材育成業務

### (2) 目的

人手不足が進む北いわてにおいて、一人あたりの生産性や付加価値の向上が見込める対話型生成 AI の導入を進めるために、対話型生成 AI の特徴を理解し、日々の業務に活用することができる人材を育成することを目的とする。

また、本業務のアウトプット（活動指標）は「研修開催回数」及び「研修参加人数」とし、アウトカム（成果指標）は「北いわてにおいて生成 AI を導入した事業者数」とする。

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）

### (4) 委託料の上限額

1,791 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 業務の内容

### (1) 対話型生成 AI をテーマとする研修の実施

北いわて（久慈市、二戸市、八幡平市、葛巻町、岩手町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町の 13 市町村）に所在する企業及び団体等の経営者及び担当者を対象に、対話型生成 AI の特徴及び使い方を学ぶ研修を開催する。

なお、本業務は研修の運営（講師の手配、会場の手配、受講生の募集及び資料作成など一切の調整）を含むものである。

#### ア 受講者のレベルに応じたカリキュラム

受講者の興味関心や対話型生成 AI の利用状況に合わせて、研修はレベルを分けて複数のカリキュラムを用意すること。また、受講者が自身の業務において具体的に利用するイメージが湧くものとする。

##### ① 入門者向け

対話型生成 AI に興味はあるものの実際に利用したことがない方、何回か利用したことがある程度の方等を対象とする。

##### ② 初級者向け

ビジネス利用を検討しているものの具体的な利用イメージがない方等を対象とする。

#### イ 講義及び演習の実施

研修は、対話型生成 AI に関する知識や最新の動向、活用事例などを習得するための講義と、実際に対話型生成 AI を使いながらスキルを学ぶ演習とを組み合わせて実施すること。

本業務の演習において扱う対話型生成 AI は、Open AI 社による「chat GPT（無償版）」とする。ただし、このことは講義において他の対話型生成 AI の紹介及び比較等を行うことを妨げない。

#### ウ 実施回数、実施地域等

実施回数は、計 4 回程度とする。内容は各回で完結するものとし、いわゆる「シリーズもの」とはしない。

1 回あたりの定員は、20 名程度とする。

実施地域は、原則として、二戸地域及び久慈地域とする。なお、具体的な実施会場・実施日時は、県と受託者とで協議のうえ決定する。

実施回数と実施地域の関係は、下表を参照のこと。

表：回数及び地域の例

レベル	入門者向け	初級者向け
回数・地域	二戸地域 1 回 久慈地域 1 回	二戸地域 1 回 久慈地域 1 回

### (2) 研修受講者への情報提供

#### ア DX 支援情報の提供

研修受講者及び受講者が所属する企業等が円滑に DX を推進できるよう、市町村、県、国及び関係機関（公益財団法人いわて産業振興センター及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター等）が行う DX 推進支援の情報を整理し、研修受講者に対して提供すること。

また、県は、北いわてに所在する中小企業等を対象に、コンサルティング会社等を利用して DX 戦略の作成・見直しに係る費用を一部補助する「北いわて企業経営 DX 化促進補助金（仮称）」を実施予定であることから、研修受講者及び受講者が所属する企業等に対して、本補助金活用の勧奨を行うこと。

#### イ 希望者への個別相談

研修終了後、対話型生成 AI の利用や DX の推進に関して、希望者の個別相談に応じ、内容に応じた DX 支援情報の提供や公的支援機関（公益財団法人いわて産業振興センターなど）の紹介を行うこと。

### (3) アンケートの実施

研修受講者に対して、研修満足度及び所属企業等における対話型生成 AI の利用状況を調査するアンケートを実施する。

(4) 実績報告書の作成

(1)から(3)までの実施結果をまとめた実績報告書を作成し、県に提出する。

### 3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。